

時事新報

時報新報

日本社會の大變化

近年日本國內の不景氣は實に人の想像にも及ばぬほどに甚だしたるものにして世上百事寂として聲なく全社會の景況はかまき居るの家を見ると一般の窮乏に此に至るまでも其影響を蒙らざる所なく一切の進歩を遂げて来たことを却りせしむるの勢あり實に驚くべき時勢の變遷ありと云はざるを得ず然るに此際獨り進むこととて知らざれば近年は一層其進歩を急ぐに努力の日増加するを認むるもの有り何ぞや文明開化は果して日本の文明開化は明治十四年政治社會の變遷の終りに一時大に其進歩を妨げられし社會の一部分までは正しく却り進歩の實跡あるを認むるまでの有難ありし幸にして日本全體の人心は斯る人爲の妨礙の如何に除かるるに拘はらず直線に文明開化の方向に進行して左右を顧みず其進歩の速なることを時勢全く一變し風潮順流其速さの及ばず國內一切の事業を促進し去りて寸片をも留めず一朝忽ちこれ無難の新文明國を作り出さんとするの勢を成し今日には正に若く其歩を進めつゝあるの所なり若し今日の進歩を止めず尙ほ三年乃至五年の日月を経過するるとあらば日本の國情は遂に何様の點みずで進歩難化すべしや我々尋常人の連も豫想し得べき限りにあらざるなり

約正は日本人上下共久しく希望する所ありして久く好結果を得ず今年も亦五月初旬より我外務省に各國の全權委員を會し大に講ずる所ありて未だ局を結ばずに至らず我々の希望する治外法權と全權して日本全體を開放するの一事に關しては如何の意見ありて如何の評議にまで進びたるか固より我輩は濶れ聞くと稱する所なりといへども荷くも今の條約を改正するとはれば何様の手段より依頼して改められ早かれ治外法權全權日本全體開放の實を見ずして止むべき理なく又歐米諸國といへども多年の經歷漸く既に東洋の國情に適應するに至りて日本全國を開放大に日本の文明開化を促進するの欲等自身の爲めに甚だ便利あるべきを企圖したるに相違なしとすれば日本の開國難居も最早今日より数年の内に差迫りたるものと覺悟して決して大なる見込はありはるまじや又文明の大利益たる開國の如きは開國五年東京債權の第一條約締結以來十年の間に其利益を享受して殆んど論ずるに足るものなく近年日本經濟社會の設立あり又中仙道を官設鐵道を建設するの勢ありしと雖も何れも官紙上の鐵道として實物の見るべきもの甚だ少なく鐵道會社の總路東京より青森まで一千里の鐵道は七年間に竣功すべしと保證して五年の日月は早くも五六十年の工事に消費し中

第一千三百二十六號
明治十九年七月廿四日 土曜日
丙戌六月廿三日
八月廿五日
八月廿六日
八月廿七日
八月廿八日
八月廿九日
八月三十日
八月三十一日
西曆一千八百八十六年

仙道鐵道は越後直江津とか尾張半田とか遠方枝別は線路の計畫に忙しくして肝心の幹線は東西會て其工事の進歩を聞くことなく遂に世人をして鐵道の到底何時に足らざるを憂ふせしむる有様ありしに近來漸く其面目を一漸次鐵道會社と云ひ鐵道局と云ひ銳意工事の進歩を急いで日夜寝食を忘るるばかりの有様あり鐵道會社は帝都宮仙臺間の工事を今より二年間に竣功せしむべく鐵道局は東海道鐵道と三年間に竣功せしめて先づ東京大坂間の連絡を了るべしと若く其進歩の見るべきものあるは我輩の甚だ喜ぶ所にして全國皆同感ならんと信するなり東京より大坂を仙臺に又越後に通ずるの鐵道順次竣功せると同時に九州中國奥羽地方等各自皆鐵道の布設を見るべきは無論の事にして今より三五年を出でずして日本全國重なる地方に大抵汽車の通せざる所なきに至るとならん交通の便利想ふべきあり又國會開設の如き明治廿三年と期するものにして今より中間三年と餘すに過ぎず實に切迫したるものといふべし今日未だ何様の國會を作るべしとの公令なきが故に此國會あるものは果し如何様の組織性質たるべきやこれを今日より知ることを得ず隨て國會開設以後の政治社會の變動も今日に豫想するものと固より至難の事なりといへども荷くも國會と名を下すからには文明世界に通用すべき國會の實をも有すべき者たる事は無論にして國會が他は文明國の政治社會に何様の事を爲せざるか又爲しつゝあると見れば聊か明治廿三年以後の日本を豫想するの便を得ることならん

右の如く國會開設、鐵道擴張、全國内外開港等の事知き何れも皆今より三年乃至五年の内に行はるゝものと云て今日より以後日本國內百般の事は果して何様の變化を受くべきや必ずや廣大至極案外千萬あるものあらん唯我輩がこれを今日に豫想すること能はざるはみ嘉永年間米使ワルリ渡來して日本の封建社會は遂に爲めに一掃せられたり國會鐵道全國開港等明治の日本社會を變化するの力は蓋しワルリに幾倍するものならん此際我々日本人が世に處するの困難なる世間に其比類を見ざるべし一日を油断する者は十年の悔と遺し一年を油断する者は生涯涙ふべからざるの不幸に陥らん人各其地位によりて銘々其覺悟を異にするべきは勿論ありといへども其官吏と商人と工人と農民と農夫の間に同はせず書と讀と藝を學び人に接し世事に通た朝夕新聞紙を閱讀して人間世界の事を詳知するの類は就中必要の心掛けを怠るべきを怠る者は早晩世に立つの機會を失ふべしや必然あり深く恐れて大に戒めざるべからざるの時勢としふべし

勅令第五十六號 東京農林學校官制

内閣總理大臣 伯耆松岡有典
農商務大臣 伯耆山縣有朋

第一條 東京農林學校官制は農商務大臣ノ管理ニ屬シ農業獸醫學及森林學ニ關スル諸學術ヲ教授スル所トス

第二條 東京農林學校ノ各專門學科ヲ卒業シテ試験ヲ經ル者ニ卒業證書ヲ授ク

第三條 東京農林學校ニ職員ヲ置ク

第四條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第五條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第六條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第七條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第八條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第九條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第十條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第十一條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第十二條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第十三條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第十四條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第十五條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第十六條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第十七條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第十八條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第十九條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第二十條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第二十一條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第二十二條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第二十三條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第二十四條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第二十五條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第二十六條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第二十七條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第二十八條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第二十九條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第三十條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第三十一條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第三十二條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第三十三條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第三十四條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第三十五條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第三十六條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第三十七條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第三十八條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第三十九條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第四十條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第四十一條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第四十二條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第四十三條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第四十四條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第四十五條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第四十六條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第四十七條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第四十八條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第四十九條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

第五十條 校長ハ一人兼任一助教授 助教授 助教授

○勅令第五十六號 東京農林學校官制... 明治十九年七月二十二日